

## 科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究成果報告書

平成25年 6月 5日現在

機関番号：13901

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011 ～ 2012

課題番号：23730054

研究課題名（和文）

放送・通信分野の企業結合における「二元規制」の在り方に関する総合的研究

研究課題名（英文）

M&amp;As in the Mobile Telecommunications Sector—Radio Act, Telecommunications Business Act and the Antimonopoly Act of Japan

研究代表者

林 秀弥 (Shuya HAYASHI)

名古屋大学・法学研究科・准教授

研究者番号：30364037

研究成果の概要（和文）：

本研究では、米国における放送・通信分野に関する企業結合規制及び反トラスト法に基づく企業結合規制の内容と両者の競合関係、これまでに多数行われてきた大型合併案件に関する競争当局と規制当局の判断等に着目し、競争当局による競争の実質的減殺要件や問題解消措置、規制当局による公共の利益や視聴者・利用者保護の観点からの問題解消措置など二元規制の要件や運用上の課題を明らかにすることにより、放送と通信の融合・連携が進展していく渦中にある我が国の放送・通信分野の企業結合規制の新たな枠組みのモデルや在り方について検討を行った。

研究成果の概要（英文）：

This research provided a general view on the efforts by the government until the present concerning the state of effective usage of radio waves, that are essential in promoting more convenient lifestyles for people and for maintaining stability and safety, amidst a background of increasing pressures on radio waves in line with the development of wireless broadband etc. I concluded the Ministry of Internal Affairs and Communications that is responsible for radio wave management, carries a heavy responsibility, and from now on, radio wave policy will have to be perpetually reviewed.

交付決定額

(金額単位：円)

|       | 直接経費      | 間接経費    | 合計        |
|-------|-----------|---------|-----------|
| 交付決定額 | 1,900,000 | 570,000 | 2,470,000 |

研究分野：経済法

科研費の分科・細目：法学 社会法学

キーワード：通信 放送 企業結合 二元規制

## 1. 研究開始当初の背景

本研究は、多メディア化による広告収入の落ち込み、地上放送のデジタル化に伴う投資の負担等が一般放送事業者、番組制作会社等の経営環境に影響を及ぼしていることにかんがみ企業結合等を通じた放送に適合的な市場の形成が課題であること、放送・通信の融合・連携の進展に伴い放送・通信の垣根を越えた企業結合等が新たな局面を迎えつつ

あることが研究開始当初の背景にあった。□  
本研究者の遂行者である研究代表者は、これまで独占禁止法における企業結合規制について一貫して研究を進めてきた。その過程で、放送法制、電気通信事業法制等について研究を進める中で、多メディア化による広告収入の落ち込み、地上放送のデジタル化に伴う投資の負担等が一般放送事業者、番組制作会社等の経営環境に影響を及ぼしていることにかんがみ、企業結合等を通じた放送に適

合的な市場の形成が課題であること、放送・通信の融合・連携の進展に伴い放送・通信の垣根を越えた企業結合等が新たな局面を迎えつつあることについて問題意識を有するに到った。そこでこれまでの企業結合規制に関する知識を総合し、かつ、隣接する法分野をもカバーする研究の必要性を痛感し、本研究を構想するに至った。このように、本研究は、従来の研究成果に基づき、これを総合性及び対象分野の拡大という点で発展させることを構想するものであった。

## 2. 研究の目的

本研究では、米国における放送・通信分野に関する企業結合規制及び反トラスト法に基づく企業結合規制の内容と両者の競合関係、これまでに多数行われてきた大型合併案件に関する競争当局と規制当局の判断等に着目し、競争当局による競争の実質的減殺要件や問題解消措置、規制当局による公共の利益や視聴者・利用者保護の観点からの問題解消措置など二元規制の要件や運用上の課題を明らかにすることにより、放送と通信の融合・連携が進展していく渦中にある我が国の放送・通信分野の企業結合規制の新たな枠組みのモデルや在り方について検討を行うことを目的とするものであった。

本研究の主たる比較対象国である米国における企業結合・合併の審査については、司法省や FTC といった競争当局による反トラスト法上の「競争の実質的減殺」(クレイトン法7条)や水平合併ガイドラインの要件に基づく審査が行われてきた。競争当局による審査については、特に放送・通信分野の企業結合審査において、他の一般事業分野と異なる審査要件が定められておらず、医薬品や自動車等の一般的な事業分野については、競争当局のみの一元的審査が行われている。

しかし、米国において、規制産業である放送・通信分野、電気分野等における企業結合については、事業法等においても、そのサービス固有の社会的な役割等にかんがみ、視聴者、利用者等の保護等を目的とする独自の規制が設けられており、これを所掌する規制当局 (FTC、FELEC 等) による審査が行われている。米国において競争当局と規制当局による二元規制が行われてきた理由としては、放送分野については放送事業者の多元性、放送番組の多様性等を確保することが必要であること、通信分野については競争上不可欠な地域インフラや長距離ネットワークを有する通信事業者による市場支配力の濫用を防ぐことが必要であること等それぞれ他の事業分野には見られない特別な事情があること、また市場全体の健全な発達を確保するためには、行為規制のみでは十分ではなく構造規制が必要とされたこと、消費者が一定の

サービスを享受できることを確保するといった消費者保護の確保の観点から、規制当局に対し企業結合の審査権限が付与されてきたためとされる。

以上の内容を上記に即して分析し、日本にどの程度応用可能なのかについて検討するのが主たる課題であった。

## 3. 研究の方法

本研究は、放送・通信分野における企業結合に関し、放送・通信の「融合・連携」においても「融解」すべきではない「放送」及び「通信」の固有の保護法益、社会的な機能等を制度的に保障し得る規制及び審査のあり方を探ることを目指すものである。まず、競争法の保護法益たる経済的自由と放送及び通信の固有の保護法益、社会的機能等との両立ないし鼎立が企業結合規制・審査においてどのように勘案されるべきものであるのかを検討する。次に、放送法制及び通信法制における企業結合規制・審査をより具体的に論ずるため、日米両国における放送及び通信の固有の保護法益、社会的機能等に関する理解並びにその事業法等に基づく企業結合規制・審査への反映の状況、規制当局による規制の具体的な手法等を比較法的に整理した上で、日米における放送と通信の融合・連携の動きに伴う「ゆらぎ」及びその企業結合規制・審査の在り方への影響を近時の具体的な事例の分析を通じて模索するものであった。そして、法体系上が通信と放送に二分されているために、領域横断的で革新的な事業活動が過剰に制約されていないのか否かの検討を通じて、競争法からみた企業結合審査の諸問題を明らかにするものであった。

平成 23 年度は、日米両国における放送及び通信の固有の保護法益、社会的機能等に関する理解並びにその事業法等に基づく企業結合規制・審査への反映の状況、規制当局による規制の具体的な手法等を比較法的に整理した。次に、平成 24 年度においては、競争法の保護法益たる経済的自由と放送及び通信の固有の保護法益、社会的機能等との両立ないし鼎立が企業結合規制・審査においてどのように勘案されるべきものであるのかを検討した。

## 4. 研究成果

本研究は、放送と通信の融合・連携の進展に応じて放送と通信との垣根が「ゆらぎ」を示しつつある状況の下における放送・通信分野の企業結合規制・審査の在り方を考察する。ここでは、逼迫する経営財源を新しく獲得するため合併(資本的結合)等を通じた新たな放送・通信市場の形成をどのように方向づけていくのかの考究を通じて、通信との融合における放送概念のあり方そのものについても再検討を迫るものであるものであった。具

体的な成果は5のとおりである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計16件)

- ① 林秀弥 福田雅樹「無線通信分野における免許人及び認定開設者たる地位の承継に関する経済法上の諸問題—電波法、電気通信事業法、そして独占禁止法」法政論集 248号 1~79頁 (2013年) 査読無
- ② 林秀弥「裁量型課徴金制度のあり方について」法政論集 248号 250~207頁 (2013年) 査読無
- ③ 林秀弥「不公正な取引方法の規定の構造—独占禁止法 2条 9項と一般指定」法学教室 377号 17-22頁 (2012年) 査読無
- ④ 林秀弥「情報通信技術の標準化過程における特許権行使の濫用」知財研フォーラム 90号 38-49頁 (2012年) 査読無
- ⑤ 林秀弥「電波法に基づく周波数再編のあり方」法政論集 245号 193-239頁 (2012年) 査読無
- ⑥ 林秀弥「消費者取引と優越的地位の濫用規制—行動経済学と競争法」NBL 981号 105-117頁 (2012年) 査読無
- ⑦ 林秀弥「「競争」の概念について：東アジアの競争文化に寄せて」新世代法政学研究 17巻 355-360頁 (2012年) 査読無
- ⑧ 林秀弥=ウミリデノブ・アリシエル・イソクジョノヴィーチ「転換期のウズベキスタン競争法—現状と課題」土田和博編著『独占禁止法の国際的執行』(日本評論社)所収 259-302頁 (2012年) 査読無
- ⑨ 林秀弥「独占禁止法による集团的消費者利益の実現」現代消費者法 12号 40-56頁 (2011年) 査読無
- ⑩ 林秀弥「论禁止垄断法中市场支配力及其排除—以私人垄断为中心」(中国語論文)公民与法 2011年第1期 (2011年) 査読付
- ⑪ Shuya Hayashi, Current issues of Unfair Trade Practices Regulation in Japan, 法政論集 238号 1-27頁 (2011年) 査読無
- ⑫ 林秀弥「昭和五二年独占禁止法改正の実像(5)」法政論集 238号 255-262頁 (2011年) 査読無
- ⑬ 川濱昇=柳川隆=林秀弥=諏訪園貞明=瀬戸英三郎「再販売価格維持行為の法と経済学」公正取引委員会競争政策研究センター共同研究報告書 1-112頁 (2012年) 査読無
- ⑭ 林秀弥=田中 悟=西村元宏「企業結合による技術の集積効果の事後的検証」公正

取引委員会競争政策研究センター共同研究報告書 1-33頁 (2012年) 査読無

- ⑮ 武田邦宣 =柴田潤子=林秀弥=松島法明=松八重泰輔「欧州の電気通信分野における SMP 規制の分析と評価」公正取引委員会競争政策研究センターディスカッションペーパー1-47頁 (2012年) 査読無
- ⑯ 林秀弥「海上貿易の世界市場が画定された事例」法学セミナー増刊-速報判例解説 10巻 237-240頁 (2012年) 査読無
- ⑰ 林秀弥「再販売価格の『拘束』と『正当な理由』の有無—ハマナカ毛糸事件公取委審決平成 22年 6月 9日平成 20年(判)第 23号」NBL951号 52-58頁 (2011年) 査読無

〔学会発表〕(計8件)

- ① Telecommunication and Competition Policy in Japan, 林 秀弥, Max Planck Institute for Intellectual Property and Competition Law, Asia Roundtable, 2011年, 口頭(一般)
- ② Patent Pool and Competition Law, 林 秀弥, Taiwan-Japan Academic Seminar - Theory and Practice of Intellectual Property Rights, 2011年, 口頭(招待・特別)
- ③ タバコのプレイン・パッケージ規制の法的问题の分析—経済法の観点から—, 林 秀弥, 同志社法学会講演会, 2011年, 口頭(一般)
- ④ 日欧米の電気通信事業におけるマージン(プライス)・スクイーズ規制, 林 秀弥, 公益事業学会関東部会, 2011年, 口頭(一般)
- ⑤ 集团的消費者利益の実現と実体法の役割, 葉恵美子, 鈴木将文, 丸山絵美子, 林秀弥, 原田大樹, 岡本裕樹, 日本消費者法学会第4回大会, 2011年, シンポジウム・ワークショップ・パネル(指名)
- ⑥ Intellectual Property and Competition Law, Global Issues on Abuse of Intellectual Property Rights: Past, Present, and Future 2012年 10月 27日 Seminar Hall (7th floor), Yonsei-Samsung Library, Yonsei University (Seoul, Korea)
- ⑦ Antitrust and Intellectual Property in Japan, International Issues relating to Pro-innovation Patent System and Competition Policy 2013年 2月 9日

CALE Forum, Nagoya University, Japan

⑧Patent and the Antimonopoly Law in Japan,  
IP and Competition law in the global  
context 2013年2月16日 CALE Forum,  
Nagoya University, Japan

〔図書〕(計1件)

林秀弥『企業結合規制－独占禁止法による競争評価の理論』(2011年・商事法務)全797頁(単著)

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

林 秀弥 (Shuya HAYASHI)

名古屋大学・法学研究科・教授  
研究者番号：30364037

(2)研究分担者  
なし

(3)連携研究者  
なし